

専決処分の報告について
(那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月2日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、法令の改廃に伴い当然必要な、当該法令の題名及び条項を引用する規定の整備を内容とする条例の改正について、次のとおり専決処分する。

令和8年4月28日

那覇市長 知念 覚

件名 那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例

那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例

那覇市建築確認等手数料条例(平成19年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第4(第6条関係)

号	事務	手数料の額
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(それぞれ法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	[略]
[略]		
49	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規定による既存建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	[略]
50	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定による既存建築物の形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	[略]

[改正後 別記]

別表第4(第6条関係)

号	事務	手数料の額
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号(それぞれ法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	[略]
[略]		
49	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第11項の規定による既存建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	[略]
50	建築基準法施行令第137条の12第12項の規定による既存建築物の形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	[略]